

平成 22 年 12 月議会八尾春雄一般質問

八尾第 1 回目の質問

10 番、八尾春雄です。一般質問をいたします。

質問事項の 1、町長と議員が二元代表制となっていることについての認識をお尋ねをいたします。

1、どちらも一般有権者の選挙で選ばれますが、両者にどのような権能の差があると考えておられるのか。その権能の差は合理的なものか、町長の認識をお示してください。

2、予算を伴うか否かにかかわらず、議案提案に関して議員が行う場合には、あらかじめ町長との認識の一致や方針の一致を確認してからでなければならないということなのか。あるいは、本来町長が提案してしかるべきなのに、町長がこれを怠った場合であっても、議員が町長より先回りするのは不相当と考えておられるのか。町長が理解できなかつたり、知らなかったことで、議員が改善提案するのであれば、町をよくする立場で協調・協力関係を築くように努力してはどうかと考えますがいかがでしょうか。

質問事項の 2 でございます。地区計画制定に関する件。

1、10月29日の申請5自治会役員との交渉で、おこなっている地区計画制度の導入に向けて、役場体制強化を図るとの意思が町長から示されました。どのような体制補強を図ったのでしょうか。重要な局面を迎え、副町長を責任者としてチームをつくり、確実に町原案制定に向けて取り組んでいただきたい。

2、行政に対して申請した際に、特に瑕疵がなければじゅんじゅんと進めてもらうことになるのではないかと、なぜおこなっているのかとの疑問が自治会役員から示されております。どのように受けとめ、今後どのように対応するのかお示しを願います。

質問事項の 3 でございます。税金滞納者に対する対応について。

収納対策部担当者から、税金滞納発生から差し押さえに至るまでの流れを教えてくださいました。格差と貧困が進む中で、見通しを失い、みずからを管理する力をなくしている場合も生じているため、慎重な対応を求めるものでございます。

1、税金滞納者に対して、面談の上、得心してもらってから滞納整理にかかることをシステムとして確立すべきなのではないかと。連絡が取れない、返事がない、約束してもほごにされてばかりだなどを理由に、すぐに強行手段に訴える手法は改めるべきではないかと思いましたがいかがでしょうか。

2、11月末時点で、差し押さえ件数と金額は幾らか。昨年、一昨年同時期に比較して増加しているのか、減少しているのか。特に、国民健康保険税12.8%アップの影響はどうかお尋ねをいたします。

質問事項の4でございます。的場区内の洋国開発株式会社所有地に関する件でございます。

今年の夏は草ぼうぼうで、近隣住民から苦情があり、不動産業者、パークコーポレーション株式会社を通じて草刈りを要請し、刈っていただきました。一体洋国開発株式会社は同地をどのようにしたいのでありましょうか。

1、本年8月6日に、400平米ですね、125坪の土地が町に寄付されました。寄付された以外の土地利用について、今日まで何らかの計画が町に明らかにされたのかどうか。また、町はどのような趣旨で寄付を受けたのか。事前の発掘調査を行って問題のない土地であることは確認したのかどうか。農業委員会の手続きで、この地は資材置き場にすると虚偽申請がなされている問題のある土地でございます。毅然たる対応をとっていただきたい。

2、近隣住民からは住宅開発されるものとの前提で、新しく住む皆さんとは仲よくしたいとの思いから、既存の2本の道路が狭く、車両の対向が不可能なため、できる限り北側道路の利用を求めたいとの声が出ています。しかるべき時期に関係者で協議して、円満に解決することを求めます。

質問事項の5でございます。下水処理、下水道アクアセンターに要する費用の圧縮を図る件でございます。

11月25日、奈良県葛城地区清掃事務組合、武藤事務局長さんのアクアセンターを訪問し、施設見学と業務内容のレクチャーを受けました。これには、今井県会議員と組合加盟自治体の日本共産党議員が参加をいたしております。施設は臭気もなく清潔な印象を持ったが、広陵町の年間負担額は平成19年度から21年度にかけてそれぞれ1億1,284万7,000円、1億1,237万4,000円、1億1,627万4,000円と大きな負担となっております。

一方、下水道会計では、流域下水道維持管理市町村負担金は、平成19年度から21年度、にかけて1億7,526万9,000円、1億7,681万7,000円、1億8,074万5,000円となっております。公債費は、平成19年度から21年度で12億1,256万1,000円、15億5,585万2,000円、9億5,193万円ということで、うち金利は同様に19年度から21年度にかけて、19年は3億1,997万9,000円、2億7,672万6,000円、2億3,559万円となっており、実際の処理費より借入金の利払いの額が大きなものとなっております。

1、今後の下水し尿処理のあり方について、どのような展望を持っておられるのかお尋ねをいたします。

2、合併汚水処理施設の設置・普及については、どのような方針を持っておられるのかお尋ねをいたします。以上でございます。よろしくお願いをいたします。

平岡町長第1回目の答弁

ただいま八尾議員から5点の質問がございましたので、お答えをいたします。

まず、1番目は、二元代表制について認識を問うということでございます。

答弁として、長と議会議員は、いずれも住民から直接選挙で選ばれる、いわゆる二元代表制となっております。長は執行機関として、地方公共団体を統括し代表し、その事務を管理し執行する権限と責任があります。一方、議会は、議事機関として地方公共団体の意志を決定する機能及び執行機関を監視する機能を担うものとして、議会議員と同じく住民から直接選挙された長と相互に牽制し合うことにより、地方自治の適正な運営を期するという役割があります。これらのことから、いずれも議案提案権を有するもの、長と議会が果たす役割とその権能は異なるものがあるべきで、一方で、意見が対立した場合の調整方法についても定められているものであります。行政は、地方自治の本旨である住民の福祉の増進を図ることを基本として進められなければならないことから、長と議会は双方の協調と緊張感の中で、その責任を果たしていくべきものと考えます。

しかしながら、長は地方公共団体を代表する立場で、その責任において最終的な判断をさせていただかなければならない場合もあるということを御理解願います。

2番でございます。地区計画制定に関することでお尋ねをいただきました。

地区計画制定がおくれているとの質問でございますが、おくれているとの認識はございません。体制強化は今後の問題であり、専門性の高いことが要求される地区計画制定は、個人の権利を制限する部分もあり、慎重な対応こそが行政の使命と認識しています。

次の御質問でございますが、瑕疵などありません。しかし、個人の権利や義務に係る課題でありますので、町としては十分議論し、より多くの方々が納得できる道、内容を求めていくのが最良の方法だと思っております。

次、3番でございます。税金滞納者に対する対応について、いろいろ御提案をいただいています。

答弁として、収納方針といたしまして、御指摘の点につきましては十分に配慮した対応をするよう指示をいたしております。具体的には、納期限後納付がない方について法で定める手続きである督促を行い、それでも納付いただけない場合は納税相談をさせていただき、個人の状況を詳細にお聞きして、今後のことについてどうすべきか結論を導き出すようにしております。また、納付困難な方と納付可能なのに納めない方とは当然判断が異なり、調査をつくした結果お困りであると判断した方については、納税猶予及び分納誓約により可能な限り配慮をいたしております。ただ、納税者の自由意志による納税では、期限を遵守いただいております多くの善良なる納税者の皆さんに説明ができない差異が生じる結果となります。今後も可能な限り納税に関する交渉を誠意を持って継続し、それでも話し合いによる解決が困難な事案につきましては、最終手段として各種の滞納整理を行わざるを得ないと考えております。

次に、月末時点の滞納整理件数は96件でございますが、昨年1年間の実施件数166件と比較いたしますと、ほぼ同率での実施状況でございます。滞納整理いたしました本税

の総額は3,100万円余りとなっております。

なお、一昨年の20年度は滞納整理件数が29件と少数でしたが、これは滞納整理を行う前に改めて調査・交渉に重点を置き、見きわめに努力した結果であります。

なお、国保税に関しましては、わずかながら収納率の低下傾向が認められるところから、現在も夜間訪問などによる納付勧奨を課税担当保険年金課及び収納課に指示しております。

昨今の厳しい経済情勢下におきまして、なかなか納税が困難になってきておりますのも事実であります。

次、4番目でございます。的場地内の洋国開発の所有地に関する件でございます。

的場地内の洋国開発株式会社所有地に関する件ですが、広陵町農業委員会へは、平成21年8月27日に洋国開発株式会社から農地転用届出書が提出されました。当事業地は都市計画法上の市街化区域内にあり、農地転用は許可が不要ですので、農地法上の虚偽申請がなされている問題の土地とは言えません。

経緯ですが、ことし2月事業着手の際、弁財天区長、当時の代表役員の方から、既存の道路が狭く交通上危険であるとのことで改善要望が出されました。そのことを受けて、町として既存住宅地の道路形態を考え、この事業において改善されることが望ましいと判断をしました。その後、事業者との協議において、北側のほうに道路を設けるよう指導を行い、道路部分を町に寄付することで協議が調いました。

本年5月に要望を出された弁財天区長、当時の総代に説明に伺い、感謝いただいたところで、現在までに議員御質問の住民からの苦情等は町のほうには来ておりません。また、地元総代にも苦情等の確認をしましたが、北方向へ通り抜けることが可能であるとの住民への説明も終え、その後に住民からそういった話は聞いていないとのことでした。

文化財への届け出についても指導し、既に試掘が行われ、県への報告もなされたと聞いております。結果としては、何も出土しなかったようであります。

次、最後の5番目でございます。下水処理に要する費用の圧縮を図る件ということで、いろいろ御提案をいただいております。

答弁として、下水処理、これは下水道・アクアセンターであります。要する費用の圧縮を図る件についてですが、本町の公共下水道事業は、奈良県の大和川流域下水道計画に合わせ、昭和53年に事業認可を受けて事業着手をしました。平成21年度では、本町の認可区域内での整備率も90.7%となり、約2万9,500人の住民の方が公共下水道を利用しております。事業着手から32年を迎え、このような状況の中、下水道管の長寿命化事業も進めなければなりません。

本来、下水道事業は独立採算を目標としていますが、多額の債務を流域負担金が足かせとなり、御存じのとおり下水道使用料では運営はできません。平成19年7月の下水道料金改正時に下水道計画を議会へもお示したように、使用料の値上げも視野に入れ、下水道建設費の効率化による財政健全化を図らなければならないと考えています。なお、平成19年度から21年度間の公債費は、繰り上げ償還分が計上されているため多額となって

おります。

合併污水处理施設のお尋ねですが、現在下水道に接続できない場所では、合併浄化槽が設置されており、最終処理はアクアセンターでの処理が必要となります。

今後とも下水道整備を基本に、水質環境保全のためにも下水道の接続を高めてまいりたいと考えます。以上のとおりでございます。

八尾2回目の質問

それでは、2回目の質問でございます。

町長と議員の関係については、協調と緊張感の中でその責任を果たすという基本原則をお示しでございます。

私、最近、広陵町のことを同じ党の議員だとか住民の方からよく聞くんですが、広陵町の町長が沖縄に手紙を書いたそうやなど、それは本当かという話だとか、広陵町は住宅リフォーム助成制度をやっているただ一つの町やそうやなど、うまいこといっとるか、こんな話もありました。銀行の待ち合いのところにリフォームの専門雑誌があって、奈良県のある自治体でやってるところ、広陵町のこと書いてないものですから、銀行さんにちゃんと広陵町だと言ってくれと、こう言っておきましたですけど、これだって中小の自営業者さんに応援をしているし、住民も喜ばれる制度だと。これ、奈良県でただ一つなんですね、今のところね。それから、今度の水道の問題では、議員提案の処理をめぐるいろいろやりとりがあるということで、広陵町が何かと関心を持っておるようでございます。

そういう中で、この町が本当にいい町になるために議員も役割を果たさなきゃいかんと、こう決意を新たにしておるわけですが、共産党は住民の暮らしに役に立つということであれば、町長とも、他の党の議員さんとも一致できるところは協力してやろうと、こういうふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

そして、今生駒の市議会で議員定数を6減らせとか、議員報酬30%減にしてはどうかと、こういうことを直接請求されてる動きがあります。見張り番・生駒という代表幹事さんが議場で意見陳述をしておられることが12月10日の奈良新聞に載っておりました。この代表の方が言うておられる理由の一つに、二元代表制にもかかわらず、議会のほうから積極的な政策立案がなされていないと、これがこの問題の発端の一つであるということが指摘をされているわけです。それから、私、議員になりましたからもらってるので、議員必携というのがあるんですが、青木議員もたしか紹介されたかもしれません。地方議会の活性化研究会の中に、分権時代に対応した新たな町村議会の活性化方策の中に、受動的な姿勢と決別し、住民の需要に発し、議員自身も積極的に提案していく議会本来の姿に切りかえるということの提案をしているわけです。ですから、従来であれば町長が提案した提案に対して賛成なのか、反対なのかということと言うということから、今度は議会自身も、議員の側からも積極的にこうしてはどうかということ提案をする、そういうことがやっぱり求められておるということで理解をいたしました。そういう意味で今回、水道の

ことで再議で否決されたことについて、本当に残念な思いがいたしております。それで、私、考えたんですが、私自身は自分の良心に従って、また住民からの要望もあったので、そういう引き下げということで議員提案したわけですが、もし自分が町長の立場だったら、相手の立場だったらどういうふうに思ったか。町長が言われたのは、せっかく懇談会やってほしいと、値下げをしようということで、そういう意味を含めてお願いをしておる最中に私より先に議会が出るとは、これはどうしたことかと、こういうことを再議のときに言われたわけです。反省したのは、やはりこういうのは日ごろの議員と町長とのありようで、もっとコミュニケーションといいますか、私はこういうふうに考えているんだけどどうだろうかと、こういうのをもっとやらなきゃいかんなど、こういう感じがしてるんですけど、町長、そのあたり、率直にいつてどうでしょうか。

平岡町長 2 回目の答弁

今、八尾議員おっしゃるとおりに、よく議会の動向、議会の動向は住民の声を集約された皆さん方でございます。もちろん私も、職員も皆さんそうでございますが、やっぱり両輪のごとくと言われてるとおりに議会の意向を十分反映をすべきだと思います。

水道につきましても、いろいろございましたが、終局は住民のやっぱり幸せを願ってやっていることでございますので、目標は同じなんです。経過は、いろんな経過をたどっておりますが、最後は住民の皆さんの、先ほど議員おっしゃったように、住民の暮らし、それに役立てる方策をお立てをいただく、議会も我々理事者部局も同じ考えでございます。いろいろな問題点もございますが、よくディスカッションをしながら共通点を出して、そのほうでお決めをいただくということが一番大事だと思います。

今回も、水道についてはいろんな御意見ございますが、後ほどまた御相談を申し上げたいと思います。

八尾 3 回目の質問⇒第 2 問目の 2 回目の質問

それでは、その方向でぜひお願いしたいと思います。

具体的ですが、担当のカウンターのところ、窓口に行きましていろいろ話するんですが、例えばそれ、資料をもらえませんかと言ったときに、最近、情報公開で個人情報が入ってるからあきませんねと、こういうのが多いんですよ。洋国開発のもあかんいうて言われまして、しょうがないので情報公開使いましたけど、だけどこれなどはやっぱり公益が目的でやってる話ですから、だからそれはもう少し考えてもらわないといかんのじゃないかというふうに思いますね。そういう点で、ぜひ改善をお願いしておきます。

二つ目いきます。地区計画制定に関する件でございます。

馬見南 3 丁目自治会と馬見北 5 丁目自治会が、地区計画制定の申請から満 3 年が経過をいたしました。3 年前の 1 2 月 4 日でございます。当初予定より相当おくられているが、5 自治会と町が協議して約束したことはどうしても守っていただきたいと思います。

1、地区計画制定に関する町の基本姿勢をこの10月29日の交渉のときに確認をしましたところ、このように言っておられます。

80%以上の同意があれば制定できると言ってきたと認識している。町の地区計画制定についての基本姿勢は、平成19年、2007年に自治会に対して地区計画制定を提案した当時と何ら変わっていない。これが第1点でございます。

2点目は、住民多数の利益、幸福のために働くのが町の役割である。これまで少数の人の意見にも十分配慮するということが時間をかけてきたけれども、いつまでもこのままではいけないということも事実である。ここまで時間をかけてきたのであれば、このあたりで反対者に認めさせるよう腹を決め、決断して進めていく。訴訟になることもあるかもしれないが、それも覚悟して進めよ。そのために、町議会の協力も得たい。決断すれば、今後の進捗は早くなる。これまで職員の配置も手薄になっていたが、職員も増員して進める。

三つ目。馬見南3丁目は、12月20日の土地計画審議会に町原案を提案する。これで1歩前進する。必要な手続を経て、3月議会で建築条例制定を目指す。その他4地区については、各地区ごとに地区計画制定に至る手順、タイムスケジュールを具体化し、事前に各自治会に提示した上で、12月中に各自治会と協議すると、こういうことをこの交渉の中で町は約束をされました。そして、そのやりとりが自治会のほうでつくられた資料でございますが、それぞれの自治会で住民に回覧されております。おくれているとは思っていないとか、慎重にしたというふうに答弁ありましたが、住民の感覚からすればやっぱり遅いなど、時間かかったなど、こういう気持ちがありますので、あちこちで話題になっておるようです。これで進むことができるなど、こういう印象を持っております。

その上でお尋ねをいたします。各自治会と具体的に協議はしておられますか。まだでしたら、いつでございましょうか。いつまでに原案を固めて提示して、協議しようとしておられるのか。きょうは12月14日でございます。カレンダーを見ましたら、役場のあいている日は御用納めの27日を除いてあと8日しかありません。きょうを含めて8日しかありません。手がつけられていない地区についても体制を強化して、約束どおり12月中に日程を提示して、協議をしていただきたい。

二つ目に、馬見北5丁目の場合、吉村部長はいまだに町原案を反対する人たちとの協議をおっしゃっておられました。反対者は共同住宅を、ハイツを容認せよとの主張で、町原案賛成者と180度見解が異なります。物別れに終わる可能性が大ですけども、どうしてもということであれば、この結果、決裂しても粛々と手続きを進めるなら考えてもいいのではないかという意見も自治会の内部では出ておるようでございます。この点、どういうふうに対応されるおつもりなのかということです。意見書を出された方、15名おられるので、どなたですかというふうにお尋ねすると、これも個人情報なので明らかにできませんということで返事がありました。しかし、部長は会ってくださいよというふうに言っておられるわけですから、会ったときにあなた、だれですかと聞いたら、いや、個人情報ですから明らかにできませんと、えらい矛盾した対応ですね。覆面して会えというんです

か。そんなことになりませんやろう。だから、これはやっぱりきちんとしてもらわんとあかんわけです。

それで、調べてみたら、この辺根拠があるだろうと思います。一つは、広陵町都市計画マスタープラン、平成16年3月に都市整備課が準備されて決められた、町が決定した、こんな計画があります。この中にこういう文言があります。真美ヶ丘ニュータウンとして計画的に住宅開発された地区においては、戸建て住宅が立ち並ぶゆとりある都市型住宅地区として、今後も良質な住環境の維持・保全を図る、こういうことが書いてあります。

それから、県はどうか。県が作成したなら・まちづくりガイドブックと、これが奈良県のホームページに載ってるわけです。ここに地区計画の表示があります。ルールを都市計画として定め、届け出が義務づけられていますから始まって、最後の段には、戸建て住宅による町並みと、戸建て住宅というふうにちゃんと書いてあるわけです。それから、まちづくりの事例ということで、こういう事例、ここらあたりを決められたらどうですかというのがありまして、このまま地区計画を決めなければ、専用住宅と共同住宅が一つのエリアに混在してしまうと、こういう危険があるので、地区計画を決めたら、専用住宅だけになりますよと、そういうまちづくりができますよということを奈良県は公式文書でこういうことを提示してるわけです。

それから、条例の地区計画書の中には、次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない、これはモデル例ですね。だから、もっとも標準的なものをここに載せておられるんだろうと思います、奈良県は。その中には、次に掲げるものはだめですよという中に、住宅というふうにありまして、住宅は建てられると。だけど、建てたらだめだというのに長屋、重ね建て住宅、共同住宅はだめですよということをモデルの中に載せてるわけです。だから、馬見北5丁目が言ってることは、いわば町が定めたマスタープランにも合致し、県の側のモデルにも合致する、何ら不思議のない、ごく普通の当たり前の地区計画を言っておるのですから、15名で反対のある方があったら、町におかれては、やはり町の方針であり県の方針でもあるんだから、ぜひこれをのんでほしい、了解してほしいということをもっとやるべきじゃないのかと、こんなことを思っております。そういうことを含めて、この12月にどのようなスケジュールを立てられるのか教えてください。

吉村事業部長への2回目の答弁

2回目の御質問ということで、3点にわたってお尋ねをいただきました。

まず、一つ目の12月中に各自治会とタイムスケジュールについてどういう案を示せるのかということをございますけれども、現在そのために準備を急がせているところをございます。自治会によりましては、担当者が自治会長さんと直接お会いしてる会もあろうかと思えます。

二つ目に、いわゆる15名の反対の意見があるので、決裂しても町の示す案で強引にやっていたらいいのかという御心配をいただいております。町といたしましては、やはりできる

だけ多くの方の賛同と納得を得た地区計画にさせていただくというのが基本でございますので、そのために我々担当としましては努力をしまいたいというのが現段階での私の思いでございます。

それと、町のマスタープランあるいは県のモデル事案等をお示しをいただいて、お尋ねをいただきました。3点目の件でございますけれども、それはあくまでもモデル案でございまして、そうしなさいと言ってるものではないという認識を私は持っております。以上です。

八尾3回目の質問

日程については、約束を守るということを前提にして、準備をしているということですから、ぜひそれを各自治会とよく相談をしてやっていただきたいというふうに思います。

それから、マスタープランとかその答弁はびっくりしましたけど、私が言ってるのは、例えば各自治体で条例をつくるなどに際して、模範の条例案とかよく国から来たりしますやん。それは、標準的なものを大体出すんですね。こういうのがありますけど、参考にしてくださいということで出すわけです。それをだから書いてるだろうと思うんです。私、これが書いてあるから、これを金科玉条にして、これで守れなんてことを言ってないんです。標準的なもの、ごく普通のもの、地区計画というものの性格はそうじゃないんですかということ言ってるわけです。ですから、逆に私が心配してるのは、この間、町長や副町長がこの地区計画制度をぜひやらなあかんと。自治会との交渉の中では、もしかしたら裁判を提起されるかもしれないということまで言われて、そのときに拙速に進めて、何も反対する者の意見は聞いてないんだというようなことがあってはまずいので、きょうまで時間を要したけれども、いよいよそのことをきちんと決着つける時期に入ってきたんじゃないかと、こういうことを示されたわけですからね。私、一番心配するのは、むしろ事務方のところで、そのことについて本当に確信があるのかどうか、これでやらなあかんのやということになってるのかどうか、それが非常に心配なんです。せんだってのを出して申しわけないかもしれないけど、北5丁目の自治会と町との話し合いの中で、事務方の中から、地区計画は100%の賛成がないと原則だめなんだということ言われた方がありまして、私びっくりしましてね、血圧上がりましたわ。今ごろ何言うてるんやと。10月29日の時点で町の方針はきちんと示されたんだから、部長も、課長も、課長補佐も、一般の職員も皆それに向かってやってほしいわけですよ。そういうときに、今の体制でいいのかどうかということで、事情をきちんと把握しておられる副町長をトップに据えて、集中的にやっぱりやってもらいたいと。そうでなければ、住民はおくれてるというふうに思ってるわけですよ。一体いつまでかかっているのと。けども、町の側では先ほど言ったような事情で、いや、そんなことないですよとこういうふうになってるんですね。先ほどの町長と議員との関係とよう似てますわ。だから、ここはお願いしたいのは、事務方はやっぱり一人一人の住民、なぜこんなことを提起してるのかということをやっぱり思いを

寄せて、住民の立場をよく理解してくださいと。あの話し合いの中で、私はそういう住民の気持ちは理解してないという暴言も言われた方ありまして、私も本当にこれはびっくりした話ですね。だから、そういうことのないようにしていただきたいと思うわけです。その点どうですか。きちんとやっていただけるんですかね。

吉村事業部長の3回目の答弁

おっしゃる意味は十分理解をしております。ただ、事務方のことについてもお触れをいただいておりますけれども、傍聴の方もおられますけれども、それだけこの地区計画というものは、非常に難しい要素を含んでおる事業であるということ、そして現在の住民だけになしに、将来にわたっての影響ということもあるというのが事務方の考えの中に実はございました。八尾議員おっしゃるように、地元への説明をした、あるいは呼びかけたというこれまでの町の進め方は何ら変わることはないわけですから、今後粛々と事務事業として取り組んでいこうということを確認しているところでございますので、どうぞ御理解いただきたいと思っております。

副町長は、広陵町行政のすべての分野において相談に乗ってもらっておりますし、改めて私はプロジェクトチームをつくってという必要はないと思っております。この事業につきましても、当然町長も含めまして、事務方だけで進めておるものではございませんので、機会あるごとに協議をしているということも御理解をいただきたいと思っております。

八尾第3問目の2回目の質問

部長、そういうふうに言われましたけど、それで進むんやったらいいけど、あなた、あのときああいうふうに言うたんやでいうて、できなかつたら、そういうふうになりませ。だから、ぜひこれはそんなこと言わんと、そういうふうな回答じゃなくて、やっぱり最後まで努力するというのをきちんとやっていただかないといかんのじゃないかというふうに思っております。

そうしたら、3番目いきます。ここに収納からいただいた資料があります。たまたま収納からいただいたときに、怒鳴り込んできた男性がおられまして、奥のほうに座ってた松本課長が急いでカウンターまで出てきまして、そうですか、何やったら話伺いますわと、ここのいすに座っておくんなはれや、話聞きますがないうて一生懸命やってみましたよ。よほど怒っておられまして、話の途中で町長出せと、こうなりましたね。しかし、これはなかなか担当課長も手早い対応で感心しましたけども、苦情を言いに来たということは、言うてみれば補足で来たわけですね、町から言ったら。税金納めてもらわなあかん人が来ていただいたわけやから、まずは怒りを言うていただいて、なるほどとうなずいて、では話をしましょうかというので話できるので。ところが、逆に連絡がない、電話してもつながらない、家に伺っても留守やと、こういうところになると、3段階ありまして、これ、督促の督いう漢字が薄く書いてあるやつで、銀行持っていくのもちょっとしんどいなとい

うやつですけど、督促状第1回目ありますね。それから、滞納税の納付についてというのは催告がありまして、その後調査して、電話で催告して、訪問するという手順を踏んで、どうしてもつかまらないというような場合だとか、いろんな場合があるんでしょうけど、差し押さえ予告書と。この中には、期限内に納税された方々との間で公平を欠くんだと、こういうことが書いてあります。実は、共産党の議員団に振り込まれた給料がいつもより5万円少ないので、おかしいというので相談がありました。それで、最初銀行に行っても理由を言わない。会社のほうでもわからない。どうなってるんだということで、最終的には銀行が、自分の口座ですから教えてもらったそうですが、それでももしかしたらと。その方は、実は町から届いてた文書類を實際上見てなかったんですって。だから、届いてなかったんですね。だから、いろんな方がおられますから、相談に行くいうても格好悪いなとかいろいろな思いもあるので、そういう意味で、なかなか書面だけで通知したり、いろいろ努力してるのはわかるんですけども、トラブルになるのはやっぱりそういうところだと思うんですね。相手に対してきちんと伝わって、合意してというところまで仕上げないと、お金に関することですから、うまくいかないんじゃないかというふうに思ってるわけですよ、私のほうはね。そのあたり、実際どうなんですか。感触も含めまして、きちんと会って話をしてやるんだということを原則にしておられるんですか、しておられないんですか。つかまらなかったらしょうがないと、期限だからもう通告を出さないとだめなんだと、こういうふうにしてるんじゃないんですか。それちょっと改めていただきたいんですけどね。どうですかね。

坂口部長の2回目の答弁

今の督促、催告等について、それは肅々とさせていただいてるのは、これは事実でございます。ただ、可能な限り納税者への配慮も継続し、困難ではございますけれども、必ず相互の理解、話し合いをできるようにということで指示をしております。ただ、中には何ほ、こんな言い方したらおかしいですが、連絡しようが、文書を出そうが、極端な話、何回出しても何の音さたもない、これも現実でございます。そのような場合に、最終的に財産調査した結果、何がしかの滞納処分的なことを行えば、逆にそちらからまたアクセスというんですか、来られます。その後、またお話し合いということもできますので、そういうところは御勘弁のほどお願いしたいと思います。

八尾3回目の質問

私が勘弁する立場じゃありません、それは。納税者の側がどんな状態になっているのかということをやっぴりきちんと把握するという努力しないといかんわけでしょう。例えば、家族はどうしておられるんか。家族であれば、例えばあそこに弟がおったなど、弟さんから連絡してもらうだとか、いろんなやり方つかんでおられるんじゃないかと思うんですけど、そういうやっぱり面談をして、話し合いをもって、必要だったら、不安があるんだっ

たら、それこそ第三者の立ち会いを求めたり、やりとりもしないと、だんだんお金のことで難しくなってるわけだから、こういうことで町政に対する信頼が失われるということになったら、やっぱりおもしろくないわけですね。

一方では、議員のところは、どこのどなたさんがどうなってるかってわからんわけですから、単純に収納率が低いやないかと、坂口部長、一体どないなっとるんだという追求になってしまふんです。私ら、わからないから。情報ないんですよ。そのときには、払うことができるのに払わない人と、払えないという人とやっぱり違うんだと思うんです。

それで私、実は収納の職員さんとやりとりしたんですが、例えば過去5年間の確定申告書の控えをお持ちしたら話は通じますかと聞きました。それはもう大助かりですと、収入の状況全部わかりますから、そうやったら大丈夫ですよと。しかし、そういうときには、毎年毎年きちんと確定申告してもらおうという手順が要るわけですよ。そういうことをされた方はいいですけど、されてない方については、なかなか難しいんですね。だから、そういう書き方の勉強も含めまして、いろんなやり方があるのではないかと。一番大きなのは、やっぱりこの不況ですから、収入の道が断たれるということがやっぱり多いわけで、そういう意味で全体としては底上げを図る、税金を負担する能力をちゃんとつけていただくような方向に町全体が向かっていないとだめなんですけど、実際の収納のところではそんなこと言うておられないというのがやっぱりあるでしょうから、そういう意味で、以前私、部長とやりとりして、差し押さえもどんどんやるということに大分かみつきましたけどね。そのあたりどうですか、正直なところ。お気持ち、ちょっと言うてくださいよ。もうちょっと住民の立場に立った温かい対応というのはやっぱり考えてもらえないですかね。

坂口部長の3回目の答弁

前にお話しした当時につきましては、現実の話いいまして、未交渉案件というのがかなりあったわけです。20年度特に、滞納のここで聞かれておりますけど、差し押さえ件数が少ないのはなぜかというようなことをございますけれども、それにつきましては、先ほどから言っているように、何らかの形で夜中でも訪問したり、いろんな形をとらせていただいております、現実には。それと、未申告の方もございます。保険税等につきましては、確実に申告していただければ、何割軽減というのにも入るということで、それらも収納のほう、本当は課税対象、個人がされるんですけども、それらも夜間回らせていただいております。そういうありとあらゆることはさせていただいておりますけども、中にはあるんですよ。困難な方というのはそれで結構なんですけど、現実にお持ちであるのに、言い方語弊ありますけど、悪意のある納税者というのもおられることも事実であります。ある程度の最終的な手段として差し押さえ等もやむを得ない。また、差し押さえしてすぐに換価するのではなくて、ある程度それを担保という形で分納交渉をさせていただきたいと、そういうような方針でやらせていただいております。何も鬼がですね、がっとなって、金を取りに行くと、そういうようなものではございませぬので、ひとつそのところは御辛抱いう

か、御協力をお願いしたいと思います。

八尾第4問目の2回目の質問

私らも相談がありましたときには、一緒に町の窓口に行くなり、協力して円満に解決するように努力したいと思いますので、どうぞよろしく願いをいたしたいと思います。

洋国開発の件ですけれども、一つこれ、経過がありますので、不明点をお尋ねをいたします。農業委員会が、申請者に青空資材置き場ということで通知をしたのが去年の9月2日です。これは、申請に基づいてされたわけです。答弁書はよくできてまして、法律による虚偽申請ではないというふうになってるわけです。だけど、それは法律によらなくたって、青空資材置き場というてるのに、全然資材置き場で使ってないので、それはうそやいうて私は言うてるわけです。そういうことをやりながら、一方で周辺の住民の人たちには、家建てまねんいうてこういうふうに話をすると、こういうやり方はあきませんやんか。地域の住民の方にどういう計画なのかということが正しく伝わって、理解と共感を得ることがなかったら仲よくできないわけですよ。もし何か難しいトラブルがあったら、それまで住んでおられる方と新しい方とトラブルになりますよ。それを私、心配して言うてるわけです。

それで、もう一つ。ことしの1月22日、これは洋国開発が公共下水道施設の工事ということで町に申請をしたわけです。それで、工事は今できております。だから、あその地面掘り返したわけですね。ところが、文化財のかけんで、試掘をやって何も出なかったと書いてあるけど、これ、10月だと思えます。教育委員会のほうでもし確認ができるんだったら、答弁いただきたいと思うんですけども。試掘をやって、問題がないなということがあって初めて、こういう下水道工事も含めてやられるのと違うんですか。そうでなかったら、重機入れてやってもらったら壊してしまいましたと、こういうふうになりかねないわけです。水道に伺ったら、水道に書類出てないそうです。だから、お示しする書類はありませんと、こういうことだったですから、それはやむを得ないと思うんですけども、ということなので、一つはただの1回も青空資材置き場として使われた事実がないんです。それから、住民には資材置き場という手続をしておきながら、住宅を建てるというふうの説明をしたわけです。それから、発掘調査をする前に、下水道の工事は完了してしまってるわけです。作業の手順を間違えてるんじゃないかと、こういうふうに思います。

建築課のほうでは、大字区長さんや総代さんに十分お話をして、ここに書かれており、これ私も聞いて知っております。ですから、そういう意味でのやりとりはあったというふうには私は確認してるんですけども、今後こういう問題がいろいろ起きてくるだろうと思うんです。そのときに、やっぱり地元の方々が今回こういうふうなことを言うておられるわけです。これ、新しく来られた人が、前からおる人らは、ここに道路があるのに、わしらにこの道路を通るな言うのかと、こういう言い方になってしまうでしょう。だけど地元の方は、3メートルに満たないような細い道路やから、そういう気持ちがある

わけですよ。私、どちらが正しいともよう言いません。道路だったら通れるはずだと思いますけどね。だけども、前からの人は仲よくしたいけれども、お願いもしたいと、こういうふうに言うてるわけだから、情報が正しくとおって、それで話し合いもできると。その中心には、やっぱり区長さん、総代さんが座っておられるなという関係にしておかないといかんのに、随分手順がころころ逆転してるんです。その点、どういうふうに認識しておられるのか。

吉村部長の2回目の答弁

八尾議員、この件に関しましては、いろいろとサイドから御尽力をいただきました。本当にありがとうございます。

議員おっしゃるように、こういう開発と申しますか、宅地供給の事業の中で、いわゆる法律の間隙といいますか、間をぬってことを進めていこうという動きがあることは、担当としても認識をしております。これは、やはり県あるいは市によっても指導の内容が異なりますし、府県をまたがりますと、全く取り扱いが変わると、こういったこともございまして、業者の側も大変御苦勞をされている点があるのかなと思っております。

2点お尋ねをいただきました。まず一つは、青空資材置き場ということでの農業委員会の届けをしておきながら、実は宅地供給、いわゆる宅地販売をするんだということを言っておると。この辺のところにつきましては、庁舎内で役所として横の連絡、あるいは情報の共有といいますか、こういうことが今後ますます重要になってくるなという認識をいたしているところです。また、庁内だけでなしに、いろんな広告であるとか、実態の伴った情報収集といいますか、チラシであるとか、チラシについても八尾議員のほうから御指摘を受けまして、我々動いたわけでございますけれども、そういった情報収集がこれからこの手の開発、あるいは宅地、土地利用転換等の事業については必要なことだなという認識をしております。

公共下水道の制度といわゆる開発指導との問題、さらには文化財の保存という問題についても御指摘をいただきましたとおりでございます。下水道は下水道としてだけの判断をするのではなしに、町全体の連携を考えた町政を今後も、各課とそういう体制を、今現在でございますので、それらを十分に活用できるよう指導してまいりたいと思っております。以上です。

植村教育委員会事務局長の答弁

教育委員会としましては、ことしの6月ですか、発掘のほうは指導いたしますということで申し上げたと思います。それで、8月27日に届け出があり、県に申請いたしました。そして、10月18日に県の指導がありまして、11月17日に2カ所立ち会いのもとで試掘をいたしました。その結果、葛城川の氾濫層と考えられる砂地というのがほとんどで、あとは粘土層ということで、遺構とか遺物とか、そういうようなものが見当たらないとい

うことになっております。

今、事業部長も申し上げましたとおり、役所の中でやはり連携、共有と、一緒のほうで進めてまいりたいと思います。以上でございます。

八尾第5問目の2回目の質問

ありがとうございました。たしか私、最初にこれ取り上げたときに、内線電話1本でつながる話が、何でつながらないんだといって怒った覚えがありますが、ぜひ協力して、スタッフの皆さんは1人でやるときは力ありませんが、2人、3人とかかるとやっぱり大いに力発揮しますので、ぜひその線でお願いしたいと思います。

最後に下水道のことだけちょっと申し上げたいと思います。

それで、報告書ですね、実務報告書、これ見ましたら、水洗化ができていないのがあと1. 190戸あるというふうに書かれてます。かなり下水道をつなぐ率が広陵町の場合高いので、もうはっきり言うと、アクアセンターから離脱しまして、下水道1本にまとめたほうがいいのかと違うかと、こんなことを考えたわけです。

例えば、し尿を受け入れる受け口を町内か、それこそ浄化センターの敷地内に確保して、これは私の勝手な思いですよ、そこに受け入れるとかいうことになれば、1億円余りの費用が軽減できると、こういうことになるんやないかと、これも素人考えです。これ、何でもこんなことを言うてるかという、町長がたしか水道料は値下げするけど、下水道は上げなあかんと、こういう話しまして、町長の思いの中に下水道問題やっぱり解決せなあかんという気持ちが私伝わりましたんですわ。だから、これは1回質問させてもらわなあかんと思って今回取り上げるわけですけども、そうするとバキュームカーの出入りだとかいろいろなことが考えられますね。臭気のことも考えられます。だから、これは慎重に進めなきゃいけないんですけど、考え方として、方向として例えば、10軒だけ離れたところにあって、まだ下水道つながってないけれども、合併処理の施設をつくったらいいだろうし、あるいは固まっているところがあったら、下水道つないだらいいだろうし、だけでも遠方まで、わざわざ御所までし尿を持って行かんでも浄化センターが町内にあんねんから、管つなぐんだったら、技術わかりませんが、割に早くいけるんじゃないかという気もするんですけどね。そのあたり、方向性としてどういうことを展望しておられるのか、その点をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

吉村部長の2回目の答弁

答弁でも町長が申しましたように、下水道の整備、これが大目標でございます。しかしながら、議員も御指摘のように、どうしても下水道に接続できない状況の地域、あるいは事情がございます。これらについては、下水道促進の立場でもって事業の展開はしてまいりますけれども、いわゆる投資とその効果ということも、ここ数年の間、国土交通省あたりでも議論が出てきております。町としても、やはり大都市の効率のいい下水道と広陵町の

ような閑静な住宅地の効率との違いもございますので、それらを総合的に考えて、投資効果のある整備をしていく必要があるのかなど。さすれば、1軒ぼつんと建てるところに下水を迎えに行くよりも、合併浄化槽の設置をお示しするほうが、管理費用の点で差異がないのであればいいのではないのかなという思いもしておりますので、アクアセンターに依頼しております内容がゼロにできるというようなことは毛頭考えられませんので、今後も下水道を促進しながら、臨機応変といいますか、事情に即した対応をしてみたいというのが福祉部長と私どもの共通した考え方でございますので、よろしく願いいたします。

八尾3回目の質問

私も勉強して、もっとこのことについて精通してやっていきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いします。

最後にちょっとだけ済みません。きのう水質問題で山田光春議員が質問されたんですが、この事務点検報告書の中の293ページに飲料水としては適合しているということで書いていますので、その点だけ指摘をして終わります。